

省エネルギー投資促進支援事業費補助金では、
設備導入を行う補助事業を2つの事業区分から選ぶことができます。

事業区分		(Ⅲ) 設備単位型	(Ⅳ) エネルギー需要最適化型	(Ⅳ) エネルギー需要最適化型との組み合わせについて
事業要件		省エネ効果が高い高効率な設備(㉔指定設備)の導入 SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、高効率な設備として登録及び公表した「指定設備」へ更新等する事業 ユーティリティ設備 ① 高効率空調 (産業・業務用エアコン等) ③ 業務用給湯器 ④ 高性能ボイラ ⑤ 高効率コージェネレーション ⑥ 低炭素工業炉 ⑦ 変圧器 ⑧ 冷凍冷蔵設備 ⑨ 産業用モータ ⑩ 制御機能付き LED照明器具 生産設備 ⑪ 工作機械 ⑫ プラスチック加工機械 ⑬ プレス機械 ⑭ 印刷機械 ⑮ ダイカストマシン 上記に該当しない「その他SIIが認めた高性能な設備」として指定した設備も対象となる。	④EMS (エネルギーマネジメントシステム) 機器の導入 SIIに登録された「EMS機器」を用いて、より効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業	(Ⅲ) 設備単位型 + (Ⅳ) エネルギー需要最適化型
省エネルギー効果の要件 ^{※1}		原油換算量ベースで、更新範囲内において 以下いずれかの要件を満たす事業 省エネ率:10%以上 省エネ量:1kL以上 経費当たり省エネ量:1kL/千万円以上 ※省エネ法に基づく定期報告義務がない事業者(特定事業者等以外の事業者)については、 エネルギーの合理化に関する中長期計画を策定すること。(SIIが指定するフォーマットで作成)	・ SIIが予め定めたシステム要件を満たし、補助対象設備として登録及び公表したEMSを導入して、導入する範囲において設備又は工程単位のエネルギー消費状況を把握・表示・分析し、運用改善を実施すること。 ・ EMSを活用した省エネの中長期計画を作成、改善による成果の公表を行うこと。(原油換算量ベースで2%改善を目安とする)	複数年度事業(2年度事業)活用のご案内 従来の設備単位型(㉔指定設備導入事業)では、投資・事業計画が単年度で完了する事業が対象であり、複数年にわたる事業は対象外でした。本事業では、総合経済対策を踏まえ、国庫債務負担行為を活用し、複数年(2年度事業)にわたる投資・事業計画を支援します。 ※:間接補助事業の実施期間 【参考】従来の設備単位型 2025年度(1年度目) 2026年～1月 2026年2月～3月 2026年4月～2027年1月 2027年2月～3月 事業完了日 単年度事業では支援できなかった省エネ効果の高い大型設備が支援可能となる 事業完了日 複数年度事業の活用の場合 複数年度事業に申請するための条件等は、公募要領をご確認ください。
補助対象経費		設備費	設計費・設備費・工事費	
補助率	中小企業者等 ^{※2}	1/3以内	1/2以内	
	大企業 ^{※3} その他 ^{※4}		1/3以内	
補助金限度額	上限額	1億円/事業全体	1億円/事業全体	
	下限額	30万円/事業全体	30万円/事業全体	

「エネルギー使用量が1,500kL以上の工場・事業場」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)※みなし大企業を含む」は、省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている指定設備またはEMS機器を導入する事業であること。(Ⅲ)型は、導入した設備の最低1週間以上のエネルギー使用量の実測データ等を用いて省エネルギー効果を報告できること。(Ⅳ)型は、省エネ量、省エネ推進体制、実施した省エネ対策を報告すること。

※1 年間のエネルギー使用量が原油換算1,500kL以上である事業者(省エネ法特定事業者等)は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度への参加を宣言し、令和7年度公表分の開示シートを公表することを要件とする。

※2 中小企業者等とは、中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く)、個人事業主、中小企業団体等及び会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人以下の法人。

※3 大企業とは、会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)であり、「中小企業者」、「みなし大企業」のいずれにも該当しない法人。なお大企業は次のいずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。

・省エネ法の事業者クラス分け評価制度において「Sクラス」または「Aクラス」に該当する事業者(1次公募に申請する場合、以下の※を満たすこと)

※「Sクラス」については、公募締切時点で「令和5年定期報告書分」として資源エネルギー庁ホームページにて、「Sクラス」として公表されていることが確認できる事業者

※「Aクラス」に該当する事業者として申請する場合は、令和5年定期報告書「特定第4表事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の状況」を提出すること。

・中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者

※4 その他とは、みなし大企業に該当する法人又は会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人超えの法人。